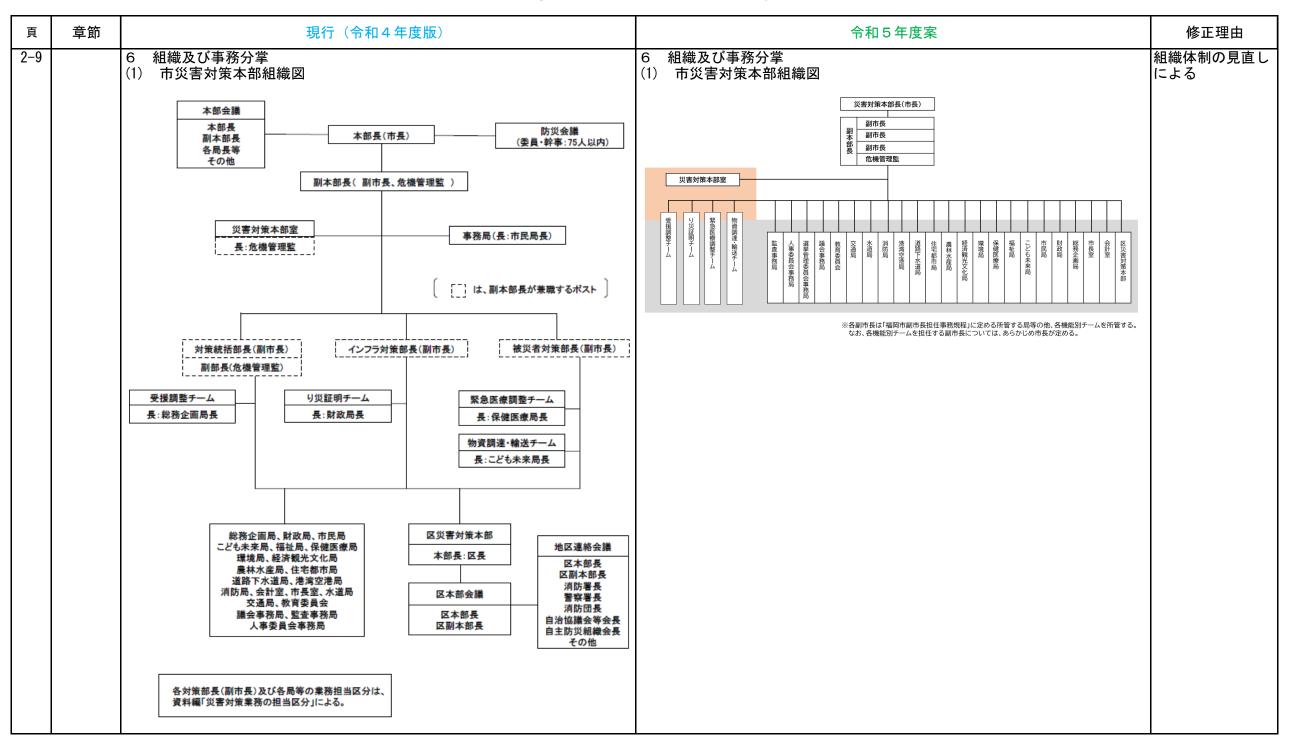
令和5年度

福岡市地域防災計画 修正案

- 1 本 編(1頁~28頁)
- 2 原子力災害対策編(29頁~34頁)

頁	章節	現行(令和4年度版)	令和5年度案	修正理由
2-4	第1節	第1節 防災関係機関の防災上の事務又は業務の大綱 2 事務の大網 (7) 指定公共機関 西日本電信電話	第2章 防災組織計画 第1節 防災関係機関の防災上の事務又は業務の大綱 2 事務の大網 (7) 指定公共機関 西日本電信電話 株式会社 <u>九州</u> 支店	名称変更
2-5			(9) その他の防災関係機関 社会福祉法人 福岡市社会福祉協議会	区社会福祉協議会 の廃止
2-6			第2節 災害対策本部の組織・運営 第1 福岡市災害対策本部等 1 市災害対策本部の組織 (1) 市災害対策本部の組織 _(削除)	組織体制の見直しによる
2-7 ~ 2-8		イ 連絡調整員は、各局等の <u>防災副主任</u> とし、災害対策本部室と各局等との連	(7) 各局等連絡調整員 ア 各局等は連絡調整員を災害対策本部室に待機 <u>させる。</u> イ 連絡調整員は、各局等の <u>防災主任が指名する職員</u> とし、災害対策本部室と 各局等との連絡調整にあたる。	表現の適正化
			3 機能別チーム (3) り災証明チーム(財政局、住宅都市局、区役所)	組織体制の見直しによる





頁	章節	現行(令和4年度版)	令和5年度案	修正理由
2-16		る必要がある場合 (台風接近時)	第2 職員の動員・配備 1 災害対策本部等の配備態勢 第一配備 発令基準 ・震度4の地震発生時 ・大雨警報発表時 ・津波注意報発表時 ・津波注意報発表時 ・大雪警報等が発表され、事前の警戒措置を図る必要がある場合 ・その他災害が発生し、又は発生する恐れがある場合で、事前の警戒措置を図 る必要がある場合 (台風接近時) ・気象台が発表する気象情報(台風情報、福岡県気象情報)を受け、事前の警 戒措置を図る必要がある場合 ・高潮警報発表時 ・高潮注意報が発表され、事前の警戒措置を図る必要がある場合 ・暴風警報が発表され、事前の警戒措置を図る必要がある場合	
2-17		それのある情報の通報を収受した場合、あるいは災害が発生し直ちに応急対策 を実施する必要がある場合、災害対策本部等設置基準に基づき災害対策本部等 を設置するが、この場合各局長等及び各区本部長(以下「各局長等」とい	2 配備の方法 市長は、気象台等から災害発生のおそれのある気象情報、又は異常現象のお それのある情報の通報を収受した場合、あるいは災害が発生し直ちに応急対策 を実施する必要がある場合、災害対策本部等設置基準に基づき災害対策本部等 を設置するが、この場合各局長等及び各区本部長(以下「各局長等」とい う。)に対し緊急時職員参集システム、電話、防災行政無線 <u>及びMCAアドバ ンス(以下「防災行政無線等」という。)</u> 、庁内放送、その他適当な方法によ り配備態勢を指令する。	
2–18			4 配備編成の臨時措置 (1) 防災・危機管理部経験職員による応援 災害対策本部室は、防災・危機管理部に在席経験のある職員に対して、職員	組織体制の見直し による

頁	章節	現行(令和4年度版)	令和5年度案	修正理由
3-2		第1節 防災体制の整備 第2 情報収集・伝達体制の整備 災害時の通信手段を確保するため、防災無線の保守・点検を定期的に実施する。また、防災無線の使用に支障を来さないよう、無線機の使用訓練等を実施するとともに必要な設備の整備を行う。 1 防災行政無線の保守、運用 (1) 防災行政無線の保守 防災行政無線の使用に支障を来さないよう、機器の保守点検を定期的に行う。 (2) 日常業務での使用 防災行政無線の使用に習熟し、また無線機の状況を把握するために、日常の業務のなかで積極的に無線を使用する。 なお、携帯用無線機は、各局・区に配備しているので屋外での行事等におい	なお、携帯用無線機は、各局・区に配備しているので屋外での行事等において積極的に利用する。 (3) 使用訓練等 総合防災訓練その他の訓練、防災に関する研修等の機会において、防災行政	
3-3		① 無線機の整備 緊急時の通信手段として、平成4年度から整備し、平成7年度から全面運用 を開始したアナログ式防災行政無線が電波法の周波数割当計画に基づき、平成 23年5月に使用期限を迎えたが、デジタル化による更なる利便性の向上、並び に災害時の情報収集・伝達体制のより一層の強化を図るため、平成20年度から 22年度の3か年で <u>デジタル式</u> 防災行政無線の整備工事を実施・完了した。 また、整備工事に併せて、全小学校に防災行政無線を配備した。令和3年の 落雷による能古基地局の停波に伴い、新たな無線機(MCAアドバンス)を導入し、防災行政無線と併せて722局を運用している。 ② 弱不感地帯の地域については、衛星携帯電話を配備し、非常時の連絡手段 を確保している。 ③ 全国瞬時警報システム(J-ALERT)と防災行政無線設備を連動させ、対処に	令和3年の落雷による能古基地局の停波に伴い、MCAアドバンスを一部導入し、防災行政無線と併せて722局を運用している。 <u>今後、防災行政無線をMCAアドバンスに更新整備する予定である。</u> ② 弱不感地帯の地域については、衛星携帯電話を配備し、非常時の連絡手段を確保している。 ③ 全国瞬時警報システム(J-ALERT)と防災行政無線設備を連動させ、対処に時間的余裕のない事態に関する緊急情報を無線設置箇所に対して発信する。(平成22年度設備工事完了、平成23年度より運用開始) <u>今後、全国瞬時警報システム(J-ALERT)とMCAアドバンスを連動させる予定である。</u> ④ 平常時の活用の促進、訓練研修の実施等により、防災行政無線及びMCA	
3–7				

頁	章節	現行(令和4年度版)	令和5年度案	修正理由
3-9		(1) 防災リーダーの養成 ① 「博多あん(安全)・あん(安心)塾」 博多あん・あんリーダー(博多あん・あん塾修了者) 防災士資格取得試験合 格者	第2節 自主防災体制の整備 2 地域・企業の防災リーダーの養成等 (1) 防災リーダーの養成 ① 「博多あん(安全)・あん(安心)塾」 博多あん・あんリーダー(博多あん・あん塾修了者) 防災士資格取得試験合格者 1,380名	時点修正
		平成29年度から大規模災害時に <mark>地域の指定</mark> 避難所運営を支援する災害ボラン ティア「避難所サポートチーム・福岡」を養成しており、その人材に対し専門	② 避難所運営支援のエキスパートの育成 平成29年度から、大規模災害時に住民主体の避難所運営を支援する災害ボランティア「避難所サポートチーム・福岡」を養成しており、その人材に対し専門的な知識と技能の維持向上を図るため継続的な育成を行う。	表現の適正化
3–10		地域コミュニティの核となる公民館を地域と行政との情報受発信拠点と位置づけし、防災行政無線 <u>デジタル化の推進</u> を図る。また、自治協議会、自主防災組織の責任者による地域の安否状況の把握を行うなど、地域と連携した防災活動体制の整備を図る。	地域コミュニティの核となる公民館を地域と行政との情報受発信拠点と位置づけし、防災行政無線 <u>の更新整備</u> を図る。また、自治協議会、自主防災組織の責任者による地域の安否状況の把握を行うなど、地域と連携した防災活動体制の整備を図る。	時点修正
3-14	第3節	第1 生活支援対策 2 公的備蓄 (3) 災害対応業務従事職員 ③ 備蓄場所 業務時間中に災害が発生した場合に備蓄品を迅速に活用できるよう、各局・	第 1 生活支援対策 2 公的備蓄 (3) 災害対応業務従事職員 ③ 備蓄場所	福岡市業務継続計画の見直しによる
3–15		1 避難場所等の指定 (2) 指定避難所 ② 収容避難所	第2 指定緊急避難場所・指定避難場所 1 避難場所等の指定 (2) 指定避難所 ② 収容避難所 エ 原則として次の施設を選定する。 小・中学校(講堂、体育館、 <u>特別教室</u> 等)など	時点修正
			(3) 福祉避難所 通常の避難所での生活が困難な者を収容するための施設として指定する。指定にあたっては、予め福祉避難所として適当な社会福祉施設等の設置者と協定を締結するものとする。 (4) 臨時避難所	表現の適正化

頁	章節	現行(令和4年度版)	令和5年度案	修正理由
3–19		第4節 防災都市づくり 第1 風水害に強い都市づくり 2 下水道整備計画 (1) 全体計画 全体計画表 令和2年度末下水道整備面積 17,164 令和17年度末下水道整備計画面積 18,160	第4節 防災都市づくり 第1 風水害に強い都市づくり 2 下水道整備計画 (1) 全体計画 全体計画表 令和3年度末 <u>処理区域</u> 面積 17,1 <u>95</u> 令和17年度末 <u>全体計画</u> 面積 18,160	時点修正
		処理区別排水区域一覧表 <u>計画処理</u> 面積	処理区別排水区域一覧表 <u>全体計画</u> 面積	名称変更
3-20		(2) 実施計画 ① 都市計画と事業 <mark>認可</mark>	(2) 実施計画 ① 都市計画と事業 <u>計画</u>	名称変更
		表 令和 <u>2</u> 年度までの都市計画決定面積(ha) 令和 <u>2</u> 年度までの <u>予定処理区域</u> 面積(ha)	表 令和 <u>3</u> 年度までの都市計画決定面積(ha) 令和 <u>3</u> 年度までの <u>事業計画</u> 面積(ha)	時点修正
3-24		第3 具体的な施策 1 都市計画 (1) 土地利用計画 ③ 防火地域・準防火地域 (省略)、一定レベルの防火性能を誘導している。 防火地域及び準防火地域の指定状況(R2.4月) (表)	第3 具体的な施策 1 都市計画 (1) 土地利用計画 ③ 防火地域・準防火地域 (省略)、一定レベルの防火性能を誘導している。 防火地域及び準防火地域の指定状況(R4.4月) (表)	時点修正
3-25		計画を地区住民の意向を反映しながら定め、地区内の開発や建築行為を規制誘導することにより、都市防災にも配慮した良好な市街地環境の形成や保全、あ	(3) 市街地形成 ② 地区計画等(R4年4月) 地区の特性に応じて、道路、公園等の地区施設や建築物、土地利用に関する計画を地区住民の意向を反映しながら定め、地区内の開発や建築行為を規制誘導することにより、都市防災にも配慮した良好な市街地環境の形成や保全、あるいは木造密集、道路狭隘等、防災上の課題のある地区における課題の改善に努める。 地区数(地区) 面積(ha) 134(17) 1468.9(104.2) ※()内の数字は、再開発等促進区を定めた地区計画の面積	
3-29		第7 高潮、津波災害対策 1 高潮、津波災害予防 (1) 海岸事業 <u>海岸老朽化対策事業</u>	第7 高潮、津波災害対策 1 高潮、津波災害予防 (1) 海岸事業 <u>海岸(メンテナンス)事業</u>	事業名修正
		地区名 事業主体 事業内容 整備予定年度 和白地区 福岡市 護岸改良 平成31~令和9年度	地区名 事業主体 事業内容 整備予定年度 和白地区 福岡市 護岸改良 平成31~ <u>令和11年度</u>	整備予定年度の修 正

頁	章節	現行(令和4年度版)	令和5年度案	修正理由
3–31		第8 土砂災害対策 地すべり、山崩れ、がけ崩れ、土石流に <u>より</u> 危険区域の災害を防止するため の必要な事業についての計画である。	第8 土砂災害対策 地すべり、山崩れ、がけ崩れ、土石流に <u>よる</u> 危険区域の災害を防止するため の必要な事業についての計画である。	文言の修正
3-39	第5節	ための措置 1 津波防災知識の普及・訓練 ① 避難行動に関する知識 イ 地震による揺れを感じにくい場合でも、大津波警報を見聞きした場合は、	第5節 洪水・高潮・津波・雨水出水浸水想定区域における措置 第3 津波浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止の ための措置 1 津波防災知識の普及・訓練 ① 避難行動に関する知識 イ 地震による揺れを感じにくい場合でも、大津波警報 <u>や津波警報</u> を見聞きし た場合は、避難指示を待たずに、直ちに <u>高台や津波避難ビルなど安全な場所</u> に 避難する。また、海岸保全施設等よりも海側にいる人は津波注意報でも避難する必要がある。	
3-46		第8節 地震対策に関する調査 2 警固断層帯の長期評価結果 (2) 警固断層帯の将来の地震発生確率等(算定基準日 令和 <u>3</u> 年1月1日)	第8節 地震対策に関する調査 2 警固断層帯の長期評価結果 (2) 警固断層帯の将来の地震発生確率等(算定基準日 令和 <u>4</u> 年1月1日)	時点修正
4-2	第1節	 第4章 風水害応急対策計画 第1節 情報の収集・整理・伝達 第1 情報の収集・伝達活動 3 災害映像情報の収集 高所監視カメラ、ヘリコプター画像伝送システム、指揮支援システムを活用し、災害に関する映像情報を収集し、災害対策に資する。 7 福岡県が発表する警報・情報等 (1) 水防警報 ① 県知事が水防警報を行う河川 	第4章 風水害応急対策計画 第1節 情報の収集・整理・伝達 第1 情報の収集・伝達活動 3 災害映像情報の収集 <u>防災情報</u> カメラ <u>システム</u> 、ヘリコプター <u>テレビ電</u> 送システム、指揮支援システムを活用し、災害に関する映像情報を収集する。 7 福岡県が発表する警報・情報等 (1) 水防警報 ① 県知事が水防警報を行う河川	時点修正 福岡県水防計画書 に基づく修正
		河川名 第一段階 第二段階 第三段階 第四段階 第五段階 第六段階 水防警報 発令者 水防団待機水位 水防団待機水位 水防団待機水位 (2.02m)を超え、 (2.02m)に達し、 氾濫注意水位 (2.84m)に達し、 氾濫注意水位 (2.84m)に達し、 氾濫注意水位 (2.84m)に達し、 に で 1 で 1 で 1 で 1 で 1 で 1 で 1 で 1 で 1 で	河 一	
		1	8	
4-7			11 通信 (1) 防災行政無線 <u>等</u> 災害時における情報の収集、緊急指令等、災害応急対策を迅速、的確に行う ため、公民館等設置の防災行政無線 <u>等</u> の有効活用とともに一般電話の不通状態 における情報収集等に活用する。	

1 (5) (警) (②が () () () () () () () () () () () () ()	避難水レ中当現の警室難所害べい該し、災戒:情情を、4、川場、いで福まい、河た、害レ「「報報では、4、川場、いで福まで、4、川場、いで福まで、4、川場、いでは、4、川場、いでは、4、川場、いでは、4、川場、いでは、4、川場、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、	発令 の発令の判断 う場合の判断 或において が 単一 は 単一 が が が が が が が が が が が が が が が が が が	新基準を次の 供水警報の危 示)とおり定め		&」(うす紫)	1 (5) (注) (等)	避難情報の 避難情報の 達難情報を行 は水害) なレベル4 を中)	の発令の判断 ∵う場合の判態	基準 新基準を次の	とおり定める		が出羽した場	表現の適正化			
(内	警戒レベル 2:「福岡! 「非常!	4 避難指表 果土砂災害角										<u>.</u>)夹」 (系 <i>)</i> 7	が田坑 した物				
	1.5			において、 出現した場合	2時間後まて	での予想で		2:「福岡	4 避難指表	危険度情報」	において、2 た場合	沈時間後まで€	の予想で	表現の適正化			
警戒レベル4 (表中) 1:水位観測所の水位が氾濫危険水位を超えた状態で、当該下水道流域において大雨警報(浸水害)の危険度分布で <u>「非常に危険」(うす紫)</u> が出現により、急激な水位上昇のおそれがある場合 (6) 避難情報の発令の参考とする情報					警戒 (表 1: て大	て大雨警報(浸水害)の危険度分布で <u>「危険」(紫)</u> が出現により、急激な 位上昇のおそれがある場合					道流域におい り、急激な水	表現の適正化 福岡県水防計画書					
					(1)		川・水位周第		法 進			に基づく修正					
水系名	河川名	水位観測所	水防団 待機水位	氾濫注意 水位	避難判断 水位	氾濫危険 水位	水系名	河川名	水位観測所	水防団 待機水位	氾濫注意 水位	避難判断 水位	氾濫危険 水位				
		山王橋	2.60m	3.50m	4.10m	4.70m			山王橋	2.60m	3.50m	4.10m	4.70m				
		隅田橋	0.30m	1.00m	1.25m	1.75m	/hm		隅田橋	0.30m	1.00m	1.25m	1.75m				
御	御笠川*1*2	<u>筒井橋</u>	<u>2.70m</u>	<u>3.50m</u>	<u>4.32m</u>	<u>4.69m</u>	御笠	110177.71			 カメラの)み設置		-			
川		那珂大橋		カメラ	のみ設置		Л				カメラの	み設置					
		東光橋		カメラ	のみ設置			諸岡川	那珂下原橋		3.30m		3.90m				
	諸岡川	那珂下原橋		3.30m		3.90m				1.98m		2.40m					
71107		博多橋	1.98m	2.19m	2.40m	2.52m	那	707 rot 111 % 2	112								
	那珂川※2	稲荷橋	1.53m	1.90m	2.72m	2.93m	川川							水体の追加			
川					下目佐		4.29m	5.29m	5.55m			下日佐	<u>3.83m</u>	4.29m	5.29m	5.55m	水位の追加
	笠川 那珂	雅 財 那珂川※2	御笠川 御笠川*1*2 筒井橋 那珂大橋 東光橋 諸岡川 那珂下原橋 那珂川*2 稲荷橋	御笠川**1**2 筒井橋 2.70m 那珂大橋 東光橋 諸岡川 那珂下原橋 那珂下原橋 1.98m 那珂川**2 稲荷橋 1.53m	御笠川 御笠川※1※2 筒井橋 2.70m 3.50m 那珂大橋 カメラの東光橋 カメラの東光橋 カメラのカメラのカメラのカメラのカメラのカメラのカメラのカメラのカメラのカメラの	御笠川 御笠川※1※2 筒井橋 2.70m 3.50m 4.32m 那珂大橋 カメラのみ設置 東光橋 カメラのみ設置 諸岡川 那珂下原橋 3.30m 期野河川※2 博多橋 1.98m 2.19m 2.40m 那珂川※3 稲荷橋 1.53m 1.90m 2.72m	御笠川 御笠川※1※2 筒井橋 2.70m 3.50m 4.32m 4.69m 那珂大橋 カメラのみ設置 東光橋 カメラのみ設置 諸岡川 那珂下原橋 3.30m 3.90m 那珂川※2 博多橋 1.98m 2.19m 2.40m 2.52m 稲荷橋 1.53m 1.90m 2.72m 2.93m	御笠川 御笠川※1※2 <u>筒井橋 2.70m 3.50m 4.32m 4.69m</u> 那可大橋 カメラのみ設置 東光橋 カメラのみ設置 諸岡川 那可下原橋 3.30m 3.90m 期 1.98m 2.19m 2.40m 2.52m 那 河川 那可川※2 稲荷橋 1.53m 1.90m 2.72m 2.93m	御笠川※1※2 筒井橋 2.70m 3.50m 4.32m 4.69m 那珂大橋 カメラのみ設置 東光橋 カメラのみ設置 諸岡川 那珂下原橋 3.30m 3.90m ボラのみ設置 諸岡川 那珂川※2 博多橋 1.98m 2.19m 2.40m 2.52m 那珂川※2 稲荷橋 1.53m 1.90m 2.72m 2.93m	御笠川*1*2 隅田橋 0.30m 1.00m 1.25m 1.75m 御笠川*1*2 筒井橋 2.70m 3.50m 4.32m 4.69m 那珂大橋 カメラのみ設置 東光橋 諸岡川 那珂下原橋 諸岡川 那珂下原橋 3.30m 3.90m 期野河川*2 博多橋 1.98m 2.19m 2.40m 2.52m 那珂川*2 稲荷橋 1.53m 1.90m 2.72m 2.93m	御笠川*1*2 隅田橋 0.30m 1.00m 1.25m 1.75m 簡井橋 2.70m 3.50m 4.32m 4.69m 那珂大橋 カメラのみ設置 東光橋 カメラのみ設置 諸岡川 那珂下原橋 3.30m 3.90m 博多橋 1.98m 2.19m 2.40m 2.52m 那珂川*2 稲荷橋 1.53m 1.90m 2.72m 2.93m 期野河川*2 市住 3.83m	個空川*1*2 隔田橋	御笠川*1*2 隅田橋 0.30m 1.00m 1.25m 1.75m 御笠川*1*2 筒井橋 2.70m 3.50m 4.32m 4.69m 那珂大橋 カメラのみ設置 東光橋 カメラのみ設置 諸岡川 那珂下原橋 3.30m 3.90m 市多橋 1.98m 2.19m 2.40m 2.52m 那珂川**2 稲荷橋 1.53m 1.90m 2.72m 2.93m 那珂川**2 下日佐 3.83m 4.29m 5.29m	御笠川****2 隅田橋 0.30m 1.00m 1.25m 1.75m 第四大橋 2.70m 3.50m 4.32m 4.69m 那可大橋 カメラのみ設置 東光橋 カメラのみ設置 諸岡川 那可下原橋 3.30m 3.90m 市場橋 1.98m 2.19m 2.40m 2.52m 那可川**2 稲荷橋 1.53m 1.90m 2.72m 2.93m 一月 1.53m 1.90m 2.72m 2.93m 一月 1.53m 1.90m 2.72m 2.93m 一月 1.53m 1.53m			

頁	章節	現行(令和4年度版)	令和5年度案	修正理由
4-14		(8) 避難情報の発令の周知 ① 住民等への周知 ア <u>警鐘信号等による伝達</u> 現場にいる職員等は、付近住民へ避難情報の発令を周知する		
4-16		「エリアメール(NTTドコモ)」をはじめとする緊急速報メールサービスに よって情報提供する。	第3 災害時の広報 2 広報の方法 (3) 広報の手段 ④ その他の広報の手段 エ 緊急速報メール 特に緊急を要する情報については「エリアメール(NTTドコモ)」をはじめ とする緊急速報メールサービスによって情報提供する。 カ 危険が想定される河川流域(御笠川、宇美川)へ平成15年度に設置した有線放送(屋外拡声器)やサイレンの有効活用を図る。 また、上記設備の一部移設も含め、樋井川や多々良川へ警報装置を設置する。 ※必要に応じ避難情報発令時にサイレンを鳴らす。	時点修正
		ク インターネットFAX <u>各区役所・出張所にインターネットFAXを設置しており</u> 、区役所から地域等 へ、避難情報の情報伝達を行う際に活用する。	ク インターネットFAX インターネットFAXを設置している区役所・出張所については、区役所から 地域等へ、避難情報の情報伝達を行う際に活用する。	時点修正

頁	章節	現行(令和4年度版)	令和 5 年度案	修正理由
4-18		3 生活関連情報等 (2) 安否確認情報 ① 安否情報の集約 安否情報は、避難状況、行方不明者等の状況等から確認する。 ア 避難者 避難所の避難者名簿を集約する。 イ 行方不明者 避難所、区役所等に寄せられた行方不明者の情報を集約する。 ウ 警察等の行方不明者等の情報 警察署等が調査した行方不明者等の情報を集約する。 ② 安否情報の提供	3 生活関連情報等 (削除)	県地域防災計画に 基づく修正
		被災者の安否について市民・報道機関等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。 なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受ける恐れがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努める。 (3) 災害ボランティア情報 (省略)		
		<u>(新設)</u>	第4 安否情報の提供 被災者の安否について市民等から照会があったときは、被災者等の権利利益 を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、被災者の安否に関する情報(以 下「安否情報」という。)を回答するよう努める。回答する際は、消防、救助 等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさな い範囲で行う。	
			1 情報収集 (1) 市は、避難所や区役所等に寄せられた情報から安否情報を集約するほか、必要と認める範囲で関係地方公共団体、消防機関、警察その他の者に対して情報提供を求めることができる。 (2) 市は、被災者の安否情報の照会に対し、回答を適切に行い、又は適切な回答に備えるために必要な限度で、保有する被災者の氏名その他の情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために、内部で利用することができる。	
			2 照会を行う者 照会を行う者(以下「照会者」という。)は個人又は法人とし、以下のとおり分類する。 (1) 被災者の同居の親族(親族には、婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者、婚姻の予約者、同性パートナー等、公的な書類等によりその関係性を証明できる者を含む。以下同じ。) (2) 被災者の親族又は職場の関係者その他の関係者 (3) 被災者の知人その他安否情報を必要とすることが相当であると認められる者	

頁	章節	現行(令和4年度版)	令和5年度案	修正理由
		第4. 災害救助法の適用	3 照会手順 (1) 照会者は、市長に対し、以下の事項を明らかにして照会を行わなければならない。 (1) 照会者の氏名、住所(法人その他の団体にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)その他の照会者を特定するために必要な事項 (2) 照会する被災者の氏名、住所、生年月日及び性別 (3) 照会をする理由 (2) 照会者は(1)(1)の事項が記載されている個人番号カード、運転免許証、健康保険の被保険者証、特別永住者証明書、在留カード、その他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であって、当該照会者の本人確認ができるものを提示又は提出しなければならない。ただし、照会者が遠隔地に居住している場合その他この方法によることができない場合においては、市が適当と認める方法によることができる。 4 提供できる情報 照会者の分類により、以下の情報を提供することができる。ただし、当該照会が不当な目的に使用されるおそれがあると認めるときは、情報を提供しない。 なお、被災者の中に、住民基本台帳の閲覧制限がある者等が含まれる場合は、当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努めるものとする。 (1) 2の(1)の者 被災者の自傷又は疾病の状況 (3) 2の(3)の者 被災者の負傷又は疾病の状況 (3) 2の(3)の者 被災者の負傷又は疾病の状況 (3) 2の(3)の者 被災者の自傷又は疾病の状況 (5) (1)~(3)の区分にかかわらず、被災者が照会に際しその提供に同意している安否情報については、その同意の範囲内の情報 (5) (1)~(3)の区分にかかわらず、市が公益上特に必要と認めるときは、必要と認める限度の情報 第5 災害救助法の適用	
4-21		第2節 応急活動の基盤確保 第3 緊急輸送対策 4 <u>輸 送 力</u> (3) 鉄道車両 ① 西日本鉄道株式会社(福岡市内) 大牟田線 電車 296 両 貝塚線 " 16 両 (R3.11.1 現在)	第2節 応急活動の基盤確保 第3 緊急輸送対策 4 <u>輸送力</u> (3) 鉄道車両 ① 西日本鉄道株式会社(福岡市内) 大牟田線 電車 296 両 貝塚線 " 16 両 <u>(R4.9.1 現在)</u>	時点修正
4-25		6 緊急輸送対策 (3) 交通機関による交通の確保 ⑦ 福岡北九州高速道路公社(資料編IV-68頁) ウ 福岡北九州高速道路公社の防災体制 (オ) 非常時の関係機関等との情報については下記による。 総括連絡責任者(総務課長) ◆ 各部所連絡責任者 関係公共機関・報道機関 ・報道機関	6 緊急輸送対策 (3) 交通機関による交通の確保 ⑦ 福岡北九州高速道路公社(資料編IV-68 頁) ウ 福岡北九州高速道路公社の防災体制 (オ) 非常時の関係機関等との情報については下記による。 総括連絡責任者(総合調整課長) ◆ 各部所連絡責任者 関係公共機関・報道機関 ・報道機関 ・報道機関	組織改定による総 括連絡責任者の変 更

頁	章節	現行(令和4年度版)	令和5年度案	修正理由
4-29	第4章 第3節	第3節 救助・救急活動 <u>(新設)</u>	第3節 救助・救急活動 第3 <u>安否不明者等の氏名等公表</u> <u>県による安否不明者等の氏名等の公表が適切に行われるよう、県の「災害時</u> <u>における人的被害の公表要領」に基づき、安否不明者等の情報収集等を行い、</u> <u>必要な情報を県へ報告する。(資料編〇〇頁</u>)	国の防災基本計画 に基づく修正
		第3 行方不明者の捜索、遺体の処置・埋火葬	第 <u>4</u> 行方不明者の捜索、遺体の処置・埋火葬	
4-32			第4節 避難対策 第3 避難所の運営 1 運営体制 (2) 各局室による対口支援 各局室は各区災害対策本部からの対口支援の求めに応じ、避難所運営職員を 派遣する「カウンターパート方式」により避難所運営業務を支援することとす る。 (3) 省略 (4) 省略	
4-33		4 <u>被災者台帳の整備</u> 福岡市は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。 福岡県は、災害救助法に基づき福岡市域外において福岡市民の被災者の救助を行ったときは、被災者台帳を作成する福岡市からの要請に応じて、福岡市民の被災者に関する情報を提供する。		記載箇所を第4章 第7節に変更 4-67

頁	章節	現行(令和4年度版)	令和5年度案	修正理由
-38		第5節 物資の供給・輸送対策 1 物資の供給・輸送対策 1 食料等の供給 (1) 食料等の調達 ① 調達方法 ア 必要量の把握 災害発生当初においては、全体の被害状況の程度から避難者数を推計して、 1人当たり3食の割合で確保をする。	きる食料を備蓄しておく。 イ 調達先、手順 <u>避難所</u> ごとに避難者数の概数を集計し、必要量を算出する。 災害発生当初 <u>3日間</u> においては、主として <u>備蓄している</u> 食料を優先する。 このほか食料等の調達に当たっては、災害時の食料供給協定を締結 <u>している</u> 団体からも協力を求める。 (削除)	時点修正
		② 食料等の配給、炊き出し ① 供給の対象 ア 避難所等へ避難している避難者 イ 災害により食料等の調達が困難となっている自宅生活者 ② 供給量の基準 ア 1人1日3食	る。 イ 供給方法 災害発生当初 <u>3日間</u> は、 <u>備蓄している</u> 食料を中心として配給し、 <u>災害時の食料供給協定を締結している団体などからも協力を求める。</u> (削除)	時点修正

頁	章節	現行(令和4年度版)	令和5年度案	修正理由
4-40		2 飲料水・生活用水等の応急給水 (3) 応援要請・受入れ ① 応援要請 (エ) その他 第一環境株	2 飲料水・生活用水等の応急給水 (3) 応援要請・受入れ ① 応援要請 (エ) その他 アクアソリューション福岡共同企業体	業務受託者の変更
4-41		③ 参集場所 ア 第 1 次参集場所 福岡市水道局(本館 5 F 総務課) 福岡市博多区博多駅前 1 丁目 28 番 15 号 TEL 092-483-3104 イ 第 2 次参集場所 水道技術研修所(羽根戸配水場) 多々良浄水場 福岡県糟屋郡粕屋町大字戸原 679 番 1 号 TEL092-938-4810 3 生活必需品の供給 災害により日用生活用品その他生活必需品の調達ができなくなった避難者その他の被災者に対し、必要な物資を調達し、配給する。 (1) 生活必需品の調達 ① 調達方法 ア 必要量の把握 災害発生当初においては、全体の被害状況の程度から避難者数を推計して、 緊急を要する毛布、防寒具、懐中電灯等の照明器具、電池、ラジオ、紙おむつ等の必要量を概算する。 状況が落ちつき、避難者数の集計ができた段階においては、各避難所から必要な品目・推量をとりまとめる。 イ 調達は、原則として業者から購入するほか、県への調達要請、日赤等に保管する物資の交付申請、救援物資の配布等により行う。	③ 参集場所 ア 第 1 次参集場所 福岡市水道局(本館 5 F 総務課) ―福岡市博多区博多駅前 1 丁目 28 番 15 号 ―TEL 092-483-3104 イ 第 2 次参集場所 水道技術研修所(羽根戸配水場) 福岡県福岡市西区大字羽根戸 486 TEL 092-812-6191 多々良浄水場 ―福岡県糟屋郡粕屋町大字戸原 679 番 1 号 ―TEL 092-938-4810 3 生活必需品の供給 災害により日用生活用品その他生活必需品の調達ができなくなった避難者その他の被災者に対し、必要な物資を調達し、配給する。 (1) 生活必需品の調達 (1) 生活必需品の調達 (1) 調達方法 ア 必要量の備蓄 あらかじめ、想定している災害が発生した場合に必要となるもの(毛布、防寒具、懐中電灯等の照明器具、電池、ラジオ、紙おむつ等)を備蓄しておく。各避難所において、適宜追加で必要となる品目・数量を把握する。 イ 調達先、手順 調達は、備蓄しているものを優先し、災害時の救援物資供給協定を締結している団体などからも協力を求める。	
		② 調達予定品目の例 ア 寝具類 毛布、布団等 イ 衣類 下着、防寒具等 ウ 光熱材料等 懐中電灯(ろうそく)、ライター(マッチ)、ラジオ、電池、暖房具等 エ 日用雑貨 タオル、石けん、歯磨き粉、歯ブラシ、ちり紙、バケツ、筆記用具等 土 その他 紙おむつ、哺乳びん、生理用品、化粧品等	_ <u>(削除)</u>	

頁	章節	現行(令和4年度版)	令和5年度案	修正理由
4-42		(2) 生活必需品の配給 ① 供給対象者 ア 避難所生活者で自宅が損壊し日用品が持ち出せない者 ② 供給・配分 イ 供給手順 区毎の必要数を積算調達し各区災害対策本部を通じて各避難所に配布する。 ③ 毛布等の配布 区内で保管している毛布を利用する。なお、不足した場合は、日赤福岡市地区本部に協力依頼する。 ④ 日赤救援物資 日赤からの救援物資である毛布、タオルケット、緊急セット、タオルセット、医薬品セットについて、必要数を確認の上、日赤福岡市地区本部に依頼し、日本赤十字社福岡県支部救援物資交付基準に基づき、交付する。	備蓄物資で不足する場合は避難所毎に必要物資・量を把握し、災害時の食料	時点修正
4-53	-1-	九州電力・九州電力送配電の福岡市地域における災害対策の内部組織は次の	第6節 都市機能の確保 第5 ライフラインの施設の応急対策 2 電力施設 (2) 応急対策方法 ① 九州電力・九州電力送配電の災害対策体制 九州電力・九州電力送配電の福岡市地域における災害対策の内部組織は次の とおりで、情報の伝達及び連絡、必要な指令、状況の集約、復旧処置等を行い 災害対策の一元化、迅速化を図っている。 非常災害対策 総 本 部 (社 長) 「支 店 長」 「配電事業所長)	
4–54		⑤ 電力施設被災状況のお客さまに対する周知 ア 停電地帯に対する復旧見込及び事故防止の広報 災害により停電を生じたお客さま及びその地域に対しては、営業所のサービ	⑤ 電力施設被災状況のお客さまに対する周知 ア 停電地帯に対する復旧見込及び事故防止の広報 災害により停電を生じたお客さま及びその地域に対しては、 <u>配電事業所・営業センターの広報車</u> 等を巡回させて災害の状況、復旧の見込等の広報を行うと ともに、全域にわたり断線等による事故防止のPRを行う。(省略)	事業所名の変更
4-66		第1 義援金等の受入・配分計画 2 義援金等の配分 義援金の配分計画は福祉局が、義援物資の配分計画は <u>こども未来局</u> が行うものとする。配分計画の作成に当たっては、被災状況等を勘案して配分委員会又は協議会を設置し、配分方法等を決定し、これに基づき、福祉局及び区災害対策本部において罹災者に対する円滑な配分を行う。 その際、配分方法を工夫するなどして、出来る限り迅速な配分に努めるものとする。 第2 住宅対策 2 一時的な居住先としての市営住宅提供 (2) 認定方法 区に設置する区災害対策本部が発行するり災証明書等で確認し、 <u>住宅管理課</u>	して配分委員会又は協議会を設置し、配分方法等を決定し、これに基づき、福祉局及び区災害対策本部において罹災者に対する円滑な配分を行う。 その際、配分方法を工夫するなどして、出来る限り迅速な配分に努めるものとする。 第2 住宅対策 2 一時的な居住先としての市営住宅提供 (2) 認定方法	表現の適正化 担当課の変更

頁	章節	現行(令和4年度版)	令和5年度案	修正理由
4-67		_(新設)	第3 被災者台帳の整備 市は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。 県は、災害救助法に基づき福岡市域外において福岡市民の被災者の救助を 行ったときは、被災者台帳を作成する市からの要請に応じて、福岡市民の被災者に関する情報を提供する。	4–33
		第3 り災証明書の発行 大規模な災害時において、被災者に対する各種救護措置等を円滑に進めるため、家屋の被害認定調査を行い、り災証明書を迅速に発行する。必要に応じて、り災証明発行チームを編成し、・・・	大規模な災害時において、被災者に対する各種救護措置等を円滑に進めるた	表現の適正化
		1 担当局等と実施項目	<u>(削除)</u>	
		2 り災証明書の発行	1 り災証明書の発行	
			2 家屋の被害認定調査の実施 (2) 台帳の整備 り災証明書発行の基本となる台帳を作成する。台帳には、家屋被害認定調査 の判定結果、家屋データ、地番、住居表示、住民基本台帳等のデータを集積す る。	
5-5		② 被害情報	第5章 震災応急対策計画 第2節 情報の収集・整理・伝達 第1 情報連絡体制 1 情報連絡体制の概要 (1) 重要情報の収集 ② 被害情報 ア 登庁職員、巡視、 <u>防災情報</u> カメラ <u>システム</u> 、ヘリコプター、ドローン等	時点修正
		(3) 通信手段の確保 ② 福岡市防災行政無線	(3) 通信手段の確保 ② 福岡市防災行政無線 <u>等</u>	時点修正
5–6		④ <u>高所監視</u> カメラ <u>、画像伝送システム</u> <u>高所監視</u> カメラ、 <u>消防</u> ヘリコプター <u>画像</u> 伝送システム、指揮支援システムに よ <u>る画像伝送による</u> 市内の被害情報を伝達する。	④ <u>防災情報</u> カメラ <u>システム等</u> <u>防災情報</u> カメラ <u>システム</u> 、ヘリコプター <u>テレビ電</u> 送システム、指揮支援システムによ <u>って</u> 市内の被害情報を伝達する。	時点修正
		(6) 情報の共有化 ① 対策本部内 各局等、区対策本部等に対する情報の発信(防災無線等)	(6) 情報の共有化 ① 対策本部内 各局等、区対策本部等に対する情報の発信(防災 <u>行政</u> 無線等)	時点修正

頁	章節	現行(令和4年度版)	令和5年度案	修正理由
5-7		第2 情報の収集・伝達活動 1 情報収集 (1) 緊急地震速報、地震情報、津波警報等、津波情報、津波予報、南海トラフ地震に関連する情報 ① 気象庁の情報 ア 緊急地震速報 (省略)このため、内陸の浅い場所で地震が発生した場合、震源に近い場所では強い揺れの到達に原理的に間に合わない場合がある。	第2 情報の収集・伝達活動 1 情報収集 (1) 緊急地震速報、地震情報、津波警報等、津波情報、津波予報、南海トラフ地震に関連する情報 ① 気象庁の情報 ア 緊急地震速報 (省略)このため、内陸の浅い場所で地震が発生した場合、震源に近い場所では強い揺れの到達に原理的に間に合わないことがある。	表現の適正化
5-8		ウ 地震活動に関する解説情報等 (ア) 地震解説資料(速報版) 担当区域内の沿岸に対し大津波警報・津波警報・津波注意報が発表された時 や担当区域内で震度4以上の揺れを観測した時等に	ウ 地震活動に関する解説情報等 (ア) 地震解説資料(速報版) 担当区域内の沿岸に対し大津波警報・津波警報・津波注意報が発表された時 (遠地地震によるものを除く) や担当区域内で震度4以上の揺れを観測した時 に	
5-9		するために管区・地方気象台等で月毎又は週毎に作成する地震活動状況等に関	(ウ) 管内地震活動図及び週間地震概況 <u>管内地震活動図は、</u> 地震・津波に係る災害予想図の作成、その他防災に係る 活動を支援するために、地震活動の状況をとりまとめた地震活動の傾向等を示す資料で毎月初旬に発表。週間地震概況は、防災に係る活動を支援するため に、週ごとの九州・山口県の地震活動の状況をとりまとめた資料で毎週金曜に 発表。	-
		エ 大津波警報・津波警報・津波注意報 (ア) 大津波警報・津波警報・津波注意報の発表等 気象庁は、地震が発生した時は地震の規模や位置を <u>即時</u> に推定し、(省略)	エ 大津波警報・津波警報・津波注意報 (ア) 大津波警報・津波警報・津波注意報の発表等 気象庁は、地震が発生した時は地震の規模や位置を <u>速やか</u> に推定し、(省略)	表現の適正化
5-10		オ 津波情報 (ア) 津波情報の発表等 津波情報の種類と発表内容 (表中) <u>津波に関するその他の情報</u>	オ 津波情報 (ア) 津波情報の発表等 津波情報の種類と発表内容 (表中) <u>(削除)</u>	時点修正
5-15		第3 避難情報の発令、警戒区域の設定 1 避難情報の発令 (1) 避難情報の発令 区分 発令基準 発令区域 整 1:津波注意報が発令された場合*1 2:津波警報が発令された場合*2 3:大津波警報が発令された場合*2 3:大津波警報が発令された場合*2	第 3 避難情報の発令、警戒区域の設定 1 避難情報の発令 (1) 避難情報の発令 区分 発令基準 発令区域 1:津波注意報が発令された場合*1 2:津波警報が発令された場合*2 3:大津波警報が発令された場合*2 3:大津波警報が発令された場合*2 (※ 2 津波災害警戒区	時点修正
		4:停電、通信途絶等により、津波警報等を適時に受けることができない状況において、強い揺れを感じた場合、あるいは、揺れは弱くとも1分程度以上の長い揺れを感じた場合*2 (3) 「特報の処理 (3) 災害対策本部間の通信手段	##指示 4:停電、通信途絶等により、津波警報等を適時に受けることができない状況において、強い揺れを感じた場合、あるいは、揺れは弱くとも1分程度以上の長い揺れを感じた場合**2	時点修正
		各局等及び区災害対策本部間の緊急通信は、防災行政無線又は加入電話によ る。	各局等及び区災害対策本部間の緊急通信は、防災行政無線 <u>等</u> 又は加入電話に よる。	

頁	章節	現行(令和4年度版)	令和5年度案	修正理由
5-16		(4) 避難情報の発令の周知 ① 住民等への周知 ウ 区災害対策本部は、防災行政無線により、公民館、漁協等へ指示を伝達する。	(4) 避難情報の発令の周知 ① 住民等への周知 ウ 区災害対策本部は、防災行政無線 <u>等</u> により、公民館、漁協等へ指示を伝達 する。	時点修正
		(4) 避難情報の発令の周知 ① 住民等への周知 ア 現場にいる職員等は、付近住民へ避難情報の発令を周知する イ 区災害対策本部、各消防署等は広報車両等により避難情報 <u>の発令に係る地域へ周知措置をとる</u> ウ 区災害対策本部は、防災行政無線により、公民館、漁協等へ指示を伝達する。 エ 災害対策本部室は、必要に応じ、市内各放送局に対し、放送要請を行う。 ※ 状況に応じ、NHK福岡放送局への緊急放送の要請を行う。	① 住民等への周知 <u>災害対策本部は、テレビやラジオをはじめ、ホームページへの掲載や防災</u> メール、各種SNSなどの様々な媒体を活用し、住民等へ避難情報の発令を周知する。 <u>また、区災害対策本部は、避難情報に関わる公民館等の施設や自治協議会等へ避難情報の発令を周知する。</u> その他、状況に応じ、以下の対応を行う。 ア 現場にいる職員等は、付近住民へ避難情報の発令を周知する イ 区災害対策本部、各消防署等は、広報車両等により避難情報に係る地域の住民へ避難情報の発令を周知する	時点修正
		② 関係機関への連絡・報告 災害対策本部 <u>室は、県防災危機管理局へ避難情報を発令した旨を報告するとともに、関係機関へ対しその</u> 旨を連絡・報告する。	② 関係機関への報告・連絡 災害対策本部 <u>は、福岡県及び関係機関へ避難情報を発令した</u> 旨を報告・連絡 する。	
5–18			第4 災害時の広報 2 広報の方法 (3) 広報の手段 ④ その他の広報の手段 工 緊急速報メール <u>特に緊急を要する情報については</u> 「エリアメール(NTTドコモ)」をはじめとする緊急速報メールサービスによって情報提供する。	時点修正
5–19		キ インターネットFAX <u>各区役所・出張所にインターネットFAXを設置しており</u> 、区役所から地域等 へ、避難情報の情報伝達を行う際に活用する。	キ インターネットFAX インターネットFAXを設置している区役所・出張所については、区役所から 地域等へ、避難情報の情報伝達を行う際に活用する。	時点修正

頁 章	章節	現行(令和4年度版)	令和5年度案	修正理由
頁 章 章 章 章 章 章 章 章 章 章 章 章 章 章 章 章 章 章 章	3 (2) (1) アメイ ウ (2) イ ウ (3) (4)	3 生活関連情報等 2)安否情報の集約 安否情報の集約 安否情報の集約 安否情報の集約 安否情報の選難者名簿を集約する。 / 行方不明者 避難所、避難所、避難所、避難所、区役所等に寄せられた行方不明者の情報を集約する。 / 警察等の行方不明者等の情報 警察署等が調査した行方不明者等の情報を集約する。 / 支否情報の提供 被災者の安否について市民・報道機関等から照会があったときは、被災者等権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に即るような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲、可能な限り安否情報を回答するよう努める。 なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害・受ける恐れがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られるこのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努める。 (省略) (新設)	3 生活関連情報等 (削除)	県地域修正

占	音節	理行(合和 4 年度版)	今和5 年 在 安	修 正理由
頁	章節	現行(令和4年度版)	令和5年度案 3 照会手順 (1) 照会者は、市長に対し、以下の事項を明らかにして照会を行わなければならない。 ① 照会者の氏名、住所(法人その他の団体にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)その他の照会者を特定するために必要な事項② 照会する被災者の氏名、住所、生年月日及び性別③ 照会をする理由 (2) 照会者は(1)①の事項が記載されている個人番号カード、運転免許証、健康保険の被保険者証、特別永住者証明書、在留カード、での他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であって、当該照会者の本人確認ができるものを提示又は提出しなければならない。ただし、照会者が遠隔地に居住している場合その他この方法によることができない場合においては、市が適当と認める方法によることができる。 4 提供できる情報 照会者の分類により、以下の情報を提供することができる。ただし、当該照会が不当な目的によるものと認めるとき又は照会に対する回答により知り得た事項が不当な目的によるものと認めるとき又は照会に対する回答により知り得た事項が不当な目的に使用されるおそれがあると認めるときは、情報を提供しない。 なお、被災者の中に、住民基本台帳の閲覧制限がある者等が含まれる場合は、当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努めるものとする。 (1) 2の(1)の者 被災者の居所、負傷若しくは疾病の状況又は連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報 (2) 2の(2)の者 被災者の負傷又は疾病の状況 (3) 2の(3)の者 被災者の負傷又は疾病の状況 (3) 2の(3)の音 被災者の負傷又は疾病の状況会に際しその提供に同意している安否情報については、その同意の範囲内の情報 (5) (1)~(3)の区分にかかわらず、市が公益上特に必要と認めるときは、必要と認める限度の情報	修正理由
5-31	第5章第4節	第4節 救助・救急活動 第3 応急医療救護 負傷者等について、迅速に救護活動を行うとともに、避難者等の医療等を確保する。災害対策(警戒)本部を設置したときは、必要に応じて緊急医療調整チームを編成し、関係局連携のもと、迅速かつ効率的な災害対応を行う。福岡県より派遣される災害医療コーディネーターの助言を受け、医療救護活動を円滑に実施する。(省略) 1 初動医療体制 (1) 医療機関との連携・情報収集体制 ④ 地域における被災者情報等の収集 医師会、区災害対策本部、避難所、自主防災組織その他の地域組織と連携するとともに福岡県医療情報ネットを活用するなどして、医療機関の被害状況、	第4節 救助・救急活動 第3 応急医療救護 負傷者等について、迅速に救護活動を行うとともに、避難者等の医療等を確保する。災害対策(警戒)本部を設置したときは、必要に応じて緊急医療調整チームを編成し、関係局連携のもと、迅速かつ効率的な災害対応を行う。福岡県より派遣される地域災害医療コーディネーターの助言を受け、医療救護活動を円滑に実施する。(省略) 1 初動医療体制 (1) 医療機関との連携・情報収集体制 ④ 地域における被災者情報等の収集 医師会、区災害対策本部、避難所、自主防災組織その他の地域組織と連携す	文言の修正

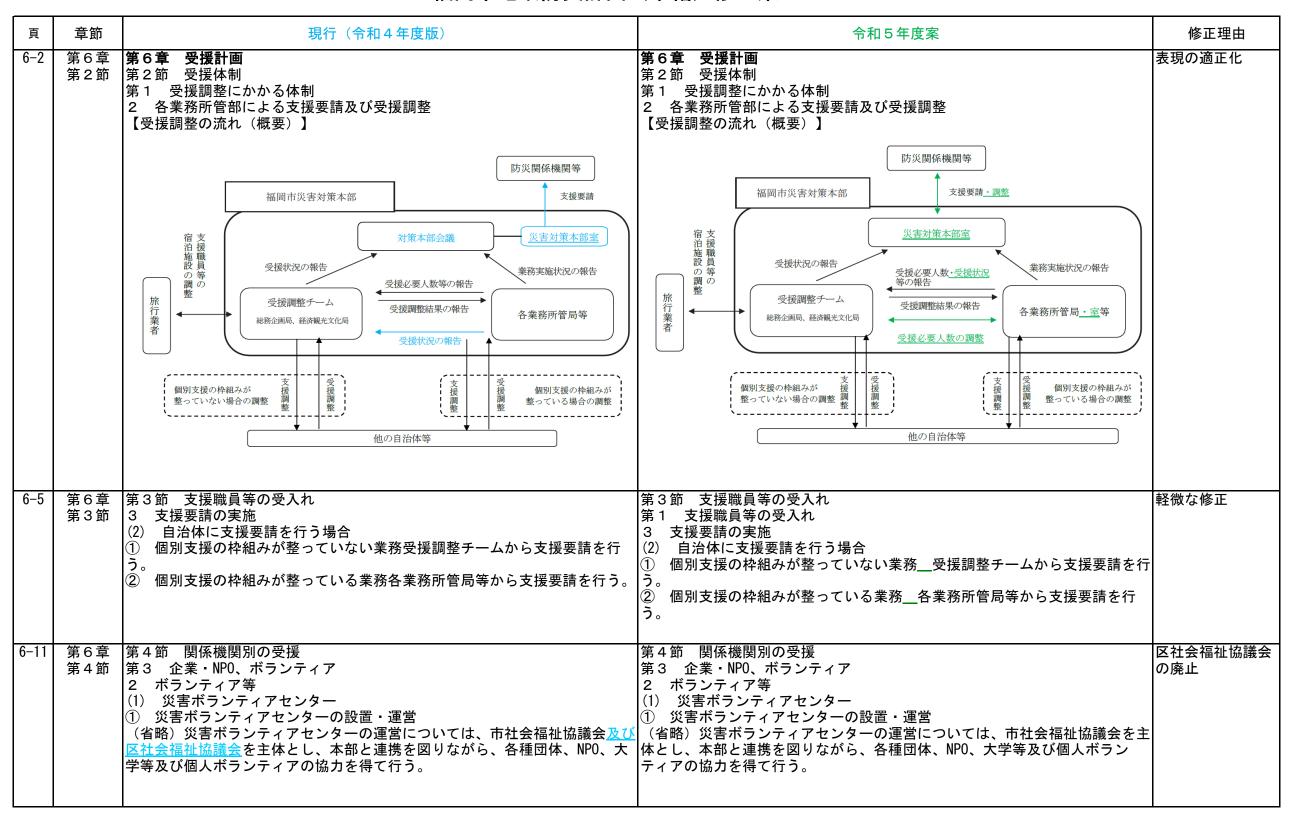
頁	章節	現行(令和4年度版)	令和5年度案	修正理由
5-32		保する。 ② その他、県等を通じて医師、看護師その他の要員の派遣や医療資器材の供	① 日本赤十字社、医師会、その他の関係機関の協力を得て要員を確保する。	
5-33			第4 安否不明者等の氏名等公表 県による安否不明者等の氏名等の公表が適切に行われるよう、県の「災害時 における人的被害の公表要領」に基づき、安否不明者等の情報収集等を行い、 必要な情報を県へ報告する。(資料編〇〇頁)	国の防災基本計画 に基づく修正
		1 行方不明者の捜索 (3) 捜索の方法 ② 捜索の実施 捜索は、消防、消防団、警察、自衛隊、海上保安部により実施するほか、地	第 <u>5</u> 行方不明者の捜索、遺体の処置・埋火葬 1 行方不明者の捜索 (3) 捜索の方法 ② 捜索の実施 捜索は、消防、消防団、警察、自衛隊、海上保安部により実施するほか、地域住民の協力を得て行う。	軽微な修正
5-34		1 災害発生直前の対策	第 <u>6</u> 津波・水防対策 1 災害発生直前の対策 (2) 住民等の避難誘導 (省略)、津波到達 <u>予想時刻</u> 等を考慮して、(省略)	表現の適正化
5-35		(3) 気象庁が発表する津波警報等 津波警報等、地震及び津波に関する情報の種類 (表中) (2) 地震及び津波に関する情報 <u>津波に関するその他の情報</u>	(3) 気象庁が発表する津波警報等 津波警報等、地震及び津波に関する情報の種類 (表中) (2) 地震及び津波に関する情報 <u>(削除)</u>	時点修正
5-41			第4 避難所の運営	記載箇所を第5章 第8節に変更 5-78

頁	章節	現行(令和4年度版)	令和5年度案	修正理由
5-46		第6節 物資の供給・輸送対策 1 物資の供給・輸送対策 1 食料等の調達 ① 調達方法 ア 必要量の把握 災害発生当初においては、全体の被害状況の程度から避難者数を推計して、 1人当たり3食の割合で確保をする。	きる食料を備蓄しておく。 イ 調達先、手順 <u>避難所</u> ごとに避難者数の概数を集計し、必要量を算出する。 災害発生当初 <u>3日間</u> においては、主として <u>備蓄している</u> 食料を優先する。 このほか食料等の調達に当たっては、災害時の食料供給協定 <u>を</u> 締結 <u>している</u> 団体からも協力を求める。 (削除)	
		② 食料等の配給、炊き出し ① 供給の対象 ア 避難所等へ避難している避難者 イ 災害により食料等の調達が困難となっている自宅生活者 ② 供給量の基準 ア 1人1日3食 イ 1食は米穀換算で200 グラムを基準とする。 ③ 調達食料等の配給 ア 配給の実施 調達した食料等は、こども未来局の統括の下に区を単位として配分し、区から各避難所に配分する。 イ 供給方法 災害発生当初は、調理済み食料を中心として配給し、状況の推移により給食業者による弁当の配給等の体制を整えていく。 ④ 炊き出し ア 炊き出し ア 炊き出しは、避難者の多数集まっている避難所等において実施する。 イ 炊き出しは、自治協議会、自衛隊等の応援又は協力を求め、こども未来局の統括の下に行う。	イ 供給方法 災害発生当初 <u>3日間</u> は、 <u>備蓄している</u> 食料を中心として配給し、 <u>災害時の食料供給協定を締結している団体などからも協力を求める。</u> (削除)	時点修正

頁章	章節	現行(令和4年度版)	令和5年度案	修正理由
5-48		2 飲料水・生活用水等の応急給水 (3) 応援要請・受入れ ① 応援要請 (エ) その他 第一環境(株)	2 飲料水・生活用水等の応急給水 (3) 応援要請・受入れ ① 応援要請 (エ) その他 アクアソリューション福岡共同企業体	時点修正
5-49		 ③ 参集場所 ア 第 1 次参集場所 福岡市水道局(本館 5 F 総務課) 福岡市博多区博多駅前 1 丁目 28 番 15 号 TEL 092-483-3104 イ 第 2 次参集場所 水道技術研修所(羽根戸配水場) 多々良浄水場 福岡県糟屋郡粕屋町大字戸原 679 番 1 号 TEL092-938-4810 	③ 参集場所 ア 第 1 次参集場所 福岡市水道局(本館 5 F 総務課) 福岡市博多区博多駅前 1 丁目 28 番 15 号 TEL 092-483-3104 イ 第 2 次参集場所 水道技術研修所(羽根戸配水場) 福岡県福岡市西区大字羽根戸 486 TEL 092-812-6191 多々良浄水場 福岡県糟屋郡粕屋町大字戸原 679 番 1 号 TEL 092-938-4810	時点修正
		3 生活必需品の供給 (1) 生活必需品の調達 ① 調達方法 ア 必要量の把握 災害発生当初においては、全体の被害状況の程度から避難者数を推計して、 緊急を要する毛布、防寒具、懐中電灯等の照明器具、電池、ラジオ、紙おむつ等の必要量を概算する。	イ 調達先、手順	時点修正

頁	章節	現行(令和4年度版)	令和5年度案	修正理由
5-50		(2) 生活必需品の配給 ① 供給対象者 ア 避難所生活者で自宅が損壊し日用品が持ち出せない者 ② 供給・配分 イ 供給手順 区毎の必要数を積算調達し各区災害対策本部を通じて各避難所に配布する。 ③ 毛布等の配布 区内で保管している毛布を利用する。なお、不足した場合は、日赤福岡市地区本部に協力依頼する。 ④ 日赤救援物資 日赤からの救援物資である毛布、タオルケット、緊急セット、タオルセット、医薬品セットについて、必要数を確認の上、日赤福岡市地区本部に依頼し、日本赤十字社福岡県支部救援物資交付基準に基づき、交付する。	(2) 生活必需品の配給 ① 供給対象者 ア 避難所生活者 ② 供給・配分 イ 供給手順	時点修正
5-59		第7節 都市機能の確保 第5 危険物施設等の応急対策 3 火薬類に係る施設等の応急措置 (1) 関係機関との連携	第7節 都市機能の確保 第5 危険物施設等の応急対策 3 火薬類に係る施設等の応急措置 (1) <u>県その他の</u> 関係機関との連携	表現の適正化
5-63		第6 公共施設等の応急対策 4 公園その他の公共施設 (1) 公園施設 ① 実施体制 ○ 区管理公園 区災害対策本部が、住宅都市局との連携のもとに、委託業者等の協力を得て実施する。	第6 公共施設等の応急対策 4 公園その他の公共施設 (1) 公園施設 ① 実施体制 ○ 区管理公園 区災害対策本部が、住宅都市局との連携のもとに、委託業者等の協力を得て実施する。	組織編成による修正
5-69		(8) 応援の要請・受入れ ① 応援要請 イ 応援要請先 (ウ) その他 福岡市管工事協同組合、福岡水道共同組合	(8) 応援の要請・受入れ ① 応援要請 イ 応援要請先 (ウ)その他 福岡市管工事協同組合、福岡水道 <u>協</u> 同組合	文言の修正

頁	章節	現行(令和4年度版)	令和5年度案	修正理由
5-77	第8節	のとする。配分計画の作成に当たっては、被災状況等を勘案して配分委員会又 は協議会を設置し、配分方法等を決定し、これに基づき、福祉局及び区災害対 策本部において罹災者に対する円滑な配分を行う。 その際、配分方法を工夫するなどして、出来る限り迅速な配分に努めるもの とする。 第2 住宅対策 2 一時的な居住先としての市営住宅提供 (2) 認定方法 区に設置する区災害対策本部が発行するり災証明書等で確認し、 <u>住宅管理課</u>	第8節 被災者の生活再建 第1 義援金等の受入・配分計画 2 義援金等の配分 義援金の配分計画は福祉局が、義援物資の配分計画は <u>物資調達・輸送チーム</u> が行うものとする。 <u>義援金の</u> 配分計画の作成に当たっては、被災状況等を勘案 して配分委員会又は協議会を設置し、配分方法等を決定し、これに基づき、福 祉局及び区災害対策本部において罹災者に対する円滑な配分を行う。 その際、配分方法を工夫するなどして、出来る限り迅速な配分に努めるもの とする。 第2 住宅対策 2 一時的な居住先としての市営住宅提供 (2) 認定方法 区に設置する区災害対策本部が発行するり災証明書等で確認し、 <u>住宅運営課</u> が入居の許可を行う。	表現の適正化担当課の変更
5-78			第3 被災者台帳の整備 福岡市は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。 福岡県は、災害救助法に基づき福岡市域外において福岡市民の被災者の救助を行ったときは、被災者台帳を作成する福岡市からの要請に応じて、福岡市民の被災者に関する情報を提供する。	5-41
		め、家屋の被害認定調査を行い、り災証明書を迅速に発行する。必要に応じて、り災証明発行チームを編成し、(省略) 1 担当局等と実施項目 2 り災証明書の発行 3 家屋の被害認定調査の実施 (2) り災台帳の整備 り災証明書発行の基本台帳となるり災台帳を作成する。り災台帳には、家屋	大規模な災害時において、被災者に対する各種救護措置等を円滑に進めるため、家屋の被害認定調査を行い、り災証明書を迅速に発行する。必要に応じて、り災証明チームを編成し、(省略) (削除) 1 り災証明書の発行 2 家屋の被害認定調査の実施 (2) 台帳の整備	



頁	章節	現行(令和4年度版)	令和5年度案	修正理由
7–2	第7章 第2節	第7章 災害復旧・復興計画 第2節 市民生活再建のための施策 <u>災害により被害を受けた者に対し、</u> 生活等の再建のための必要な施策を行う。	第7章 災害復旧・復興計画 第2節 市民生活再建のための施策 <u>被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細かな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努め、</u> 生活等の再建のための必要な施策を行う。	正
8-6	第2節	第8章 支援計画 第2節 支援活動の展開 第4 企業・NPO、ボランティア等との連携 (2) NPO_ボランティア交流センター(あすみん)を活用し、ボランティアを 募集するなど、被災地支援を行う。	第8章 支援計画 第2節 支援活動の展開 第4 企業・NPO、ボランティア等との連携 (2) NPO・ボランティア交流センター(あすみん)を活用し、ボランティアを 募集するなど、被災地支援を行う。	名称の変更
9-7		福岡市水防計画 水防警報 水防警報 第一段階 第二段階 第三段階 第三段階 第三段階 第三段階 第三段階 第三段階 第三段階 第三程 第三	福岡市水防計画 水防警報 (2) 警報の段階 河川名	福岡県水防計画書に基づく修正
9-9		見込みがあるとききとき 見込みがあるとききとき れがあるとききとき 上思われるとききとき 上思われるとききとき 上思われるとききとき 上思われるとききとき 上思われるときまさまする。 上思われるときままする。 と思われるときままする。 と思われるときままする。 と思われるときままする。 と思われるときままするときままする。 と思われるときままする。 と思われるときままする。 とまままする。 と思われるときままする。 と思われるときままする。 とまままする。 とままままする。 とままままする。 とまままままする。 とままままする。 とまままする。 とままままする。 とまままままする。 とまままままする。 とまままままままする。 とまままままままままままままままする。 とまままままままままままままままままままままままままままままままままままま	10 氾濫危険水位について ○ 福岡県知事が指定する水位周知河川	福岡県水防計画書に基づく修正

	<u> </u>	T	T	1
頁	章節	現行(令和4年度版)	令和5年度案	修正理由
1		第1章 総則 第1節 原子力災害対策編の目的 2 計画の基本方針 原子力災害は、放射線による被ばくや汚染の程度を直ちに把握することができないため、地震災害などと異なり、市民等が自らの状況を正確に把握し、判断・行動することは極めて困難である。 また、原子力災害発生時に、市民等が適切に行動するためには、放射線に関する知識等も必要となる。 本計画は、このような原子力災害の特殊性に鑑み、市民等に対する的確な情報伝達のための体制をあらかじめ確立するとともに、原子力防災に関する知識の普及啓発、防災業務関係者に対する教育訓練、緊急時において迅速かつ的確な応急対策活動が実施できるよう防災関係機関相互の協力体制の確立など所要の措置を定めるものとする。	第1章 総則 第1節 原子力災害対策編の目的 2 計画の基本方針 原子力災害は、放射線による被ばくや汚染の程度を直ちに把握することができないため、地震災害などと異なり、市民等が自らの状況を正確に把握し、判断・行動することは極めて困難である。 また、原子力災害発生時に、市民等が適切に行動するためには、放射線に関する知識等も必要となる。 本計画は、このような原子力災害の特殊性に鑑み、市民等に対する的確な情報伝達のための体制をあらかじめ確立するとともに、原子力防災に関する知識の普及啓発、緊急事態応急対策に従事する者に対する教育訓練、緊急時において迅速かつ的確な応急対策活動が実施できるよう防災関係機関相互の協力体制の確立など所要の措置を定めるものとする。	原子力災害対策指 針(R4.7修正)に 基づく修正
14		第7節 防災関係機関の事務又は業務の大綱 2 事務の大網 (6) 指定公共機関 西日本電信電話株式会社 福岡支店	第7節 防災関係機関の事務又は業務の大綱 2 事務の大網 (6) 指定公共機関 西日本電信電話株式会社 九州支店	名称変更
		日本放送協会 福岡 <u>拠点</u> 放送局	日本放送協会 福岡放送局	名称変更
		独立行政法人都市再生機構 <u>災害時の被災市民への住宅の供給の協力に関する事項</u>	独立行政法人都市再生機構 国等からの協力要請への対応 ア 応急仮設住宅建設支援要員の派遣に関すること イ その他応急的に必要とされる要員の派遣に関すること	独立行政法人都市 再生機構防災業務 計画の作成に伴う 修正
		<u>(7)指定地方公共機関</u> 一般社団法人福岡市医師会	<u>(9) その他公共的団体</u> 一般社団法人福岡市医師会	福岡市地域防災計画本編にあわせた修正
		社会福祉法人福岡市社会福祉協議会 イ 災害ボランティアセンターの <u>設置・</u> 運営	社会福祉法人福岡市社会福祉協議会 イ 災害ボランティアセンターの運営	表現の適正化
		一般社団法人福岡市薬剤師会	一般社団法人福岡市薬剤師会	

頁	章節	現行(令和4年度版)	令和5年度案	修正理由
15		(10)原子力事業者表中 (新設) ス モニタリングの実施 セ 防災関係機関が実施する防災対策への協力 ソ 相談窓口の設置 タ 原子力発電所の災害復旧	(10)原子力事業者表中 ス 放射性物質の付着した廃棄物の処理 セ モニタリングの実施 ン 防災関係機関が実施する防災対策への協力 タ 相談窓口の設置 チ 原子力発電所の災害復旧	福岡県地域防災計画に基づく修正
18		業務のなかで積極的に無線を使用する。 なお、携帯用無線機は、各局・区に配備しているので、屋外での行事等において積極的に利用するものとする。 ウ 使用訓練等 総合防災訓練その他の訓練、防災に関する研修等の機会において、防災行政 無線の使用訓練、無線を使用した情報伝達訓練等を行うものとする。 また、公民館等に設置している無線機を、公民館職員、自主防災組織役員、 その他の地域市民が使用できるよう、地域での防災講習等の機会に無線機取扱いの講習、実習等を行う。 (4)無線等の整備計画 ① 防災行政無線	第2章 原子力災害事前対策 第2節 情報の収集・連絡体制等の整備 3 通信手段・経路の多様化 (削除) (1) 防災行政無線等の保守、運用 ① 防災行政無線等の保守 防災行政無線等の使用に支障を来さないよう、機器の保守点検・通信点検を定期的に行う。 ② 日常業務での使用 防災行政無線等の使用に習熟し、また無線機の状況を把握するために、日常の業務のなかで積極的に無線を使用する。 なお、携帯用無線機は、各局・区に配備しているので、屋外での行事等において積極的に利用するものとする。 ③ 使用訓練等 総合防災訓練その他の訓練、防災に関する研修等の機会において、防災行政無線等の使用訓練、無線を使用した情報伝達訓練等を行うものとする。 また、公民館等に設置している無線機を、公民館職員、自主防災組織役員、その他の地域市民が使用できるよう、地域での防災講習等の機会に無線機取扱いの講習、実習等を行う。 (4) 無線等の整備計画 ① 防災行政無線等の整備計画 ① 防災行政無線等を計画	
19	第2章	1 警戒態勢等をとるために必要な体制等の整備 (新設) 市は、安全協定第2条等に基づき、警戒事態 <u>(原子力災害対策指針に基づく下警戒事態)をいう。以下同じ。)又は</u> 施設敷地緊急事態(原子力災害対策指針に基づく施設敷地緊急事態であり、原災法第10条第1項前段の規定により通報を行うべき事象をいう。以下同じ。)発生の連絡を県若しくは原子力事業者より受けた場合、速やかに職員を非常参集し、情報収集態勢を確立、又は危機管理監を本部長とする災害警戒本部を設置・運営するため、警戒態勢等をと	<u>玄海町において、震度6弱以上の地震が発生した場合を含む。以下同じ。)の発生を覚知をした場合、又は</u> 安全協定第2条等に基づき、警戒事態 <u>若しくは</u> 施設敷地緊急事態(原子力災害対策指針に基づく <u>「</u> 施設敷地緊急事態 <u>」</u> であり、原災法第10条第1項前段の規定により通報を行うべき事象をいう。以下同	

頁	章節	現行(令和4年度版)	令和5年度案	修正理由
24	第7節	第7節 救助・救急、医療及び防護資機材等の整備 4 <u>防災業務関係者</u> の安全確保のための資機材等の整備 (1)市は、国及び県と協力し、応急対策を行う <u>防災業務関係者</u> の安全確保の ための資機材をあらかじめ整備するものとする。 (2)市は、応急対策を行う <u>防災業務関係者</u> の安全確保のため、平常時より、 国、県及び原子力事業者と相互に密接な情報交換を行うものとする。	(1) 市は、国及び県と協力し、応急対策を行う <u>緊急事態応急対策に従事する</u> 者の安全確保のための資機材をあらかじめ整備するものとする。	
25	第9節	の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要がある ことから、庁舎の所在地が避難のための立ち退きの <u>勧告又は</u> 指示を受けた地域	第9節 行政機関の業務継続計画の策定 災害発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、 災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前 の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要がある ことから、庁舎の所在地が避難のための立ち退きの指示を受けた地域に含まれ た場合の退避先をあらかじめ定めておくとともに、業務継続計画の策定等によ り、業務継続性の確保を図るものとする。 (省略)	づく修正
27	第12節	子力防災対策の円滑な実施を図るため、国、指定公共機関等が <u>防災業務関係者</u>	第12節 <u>緊急事態応急対策に従事する者</u> に対する研修 市は、国及び県と連携し、応急対策全般への対応力を高めることにより、原 子力防災対策の円滑な実施を図るため、国、指定公共機関等が <u>緊急事態応急対 策に従事する者</u> に向けて実施する原子力防災に関する研修の積極的な活用を推 進する等、人材育成に努めるものとする。	基づく修正
29	第 2 節	非常参集を行うものとする。 また、あらかじめ定めた災害対応に備えたマニュアル等に基づいて情報の収集・連絡等を行うものとする。 (2)災害警戒本部 市は、施設敷地緊急事態発生の連絡を受けた場合、職員の非常参集により、 速やかに危機管理監を本部長とする災害警戒本部を設置するものとする。 また、あらかじめ定めた災害対応に備えたマニュアル等に基づいて警戒時の 活動を行うものとする。 (3)災害対策本部 市は、全面緊急事態が発生し内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出した 場合又は市長が必要と認めた場合は、あらかじめ定めた災害対策本部の設置場 所、職務権限、本部の組織・所掌事務、職員の参集配備体制、本部運営に必要	やかに情報収集態勢をとるための職員の非常参集 <u>及び</u> 情報の収集・連絡等を行うものとする。 (2)災害警戒本部 市は、 <u>警戒事態の発生を覚知した場合、又は警戒事態若しくは</u> 施設敷地緊急事態発生の連絡を受けた場合、職員の非常参集により、速やかに危機管理監を	

頁	章節	現行(令和4年度版)	令和5年度案	修正理由
頁	章節 	現行(令和4年度版)	ア <u>災害対策本部組織</u> <u>原子力災害発生時の災害対策本部組織は、以下のとおりとする。</u>	修正理由 原子力災害における災害対策本部組織の明確化
			 基本 (金) (本編) の災害対策本部組織を準用する。 ※状況により、地域防災計画(本編)に示す災害対策本部組織に準じ、機能別チームを編成 なお、原子力災害と他災害との複合災害発生時においては、地域防災計画(本編)の災害対策本部組織を準用する。	

頁	章節	現行(令和4年度版)	令和5年度案	修正理由
頁	章節	現行(令和4年度版)	令和5年度案 4 災害対策本部事務分堂 以下の原子力災害特有の事務に加え、地域防災計画(本編)に示す事務分堂 を実施する。 (7) 災害対策本部家(市民局 防災・危機管理総等) 原子力災害特有の主な事務	原子力災害特有の
30			(*) * * * * * * * * * * * * * * * * * *	基づく修正

頁	章節	現行(令和4年度版)	令和5年度案	修正理由
33		第5節 市民等への的確な情報伝達活動 2 広報の手段 (5) その他の広報の手段 ⑦ インターネットFAX 各区役所・出張所に設置しているインターネットFAXの活用を促進し、区役所から地域等へ、屋内退避又は避難等のための立退きの <u>勧告又は</u> 指示の情報伝達を強化するものとする。	第5節 市民等への的確な情報伝達活動 2 広報の手段 (5) その他の広報の手段 ⑦ インターネットFAX 各区役所・出張所に設置しているインターネットFAXの活用を促進し、区役所から地域等へ、屋内退避又は避難等のための立退きの指示の情報伝達を強化するものとする。	
34	第6節	1 屋内退避、避難誘導等の防護活動の実施 (1) 市は、全面緊急事態が発生し内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出 した場合、必要に応じて、予防的防護措置(屋内退避)を行う可能性がある旨 の注意喚起を行うものとする。 また、市は、事態の規模、時間的な推移に応じて、国から避難等の予防的防 護措置を講ずるよう指示された場合、又は国及び県と連携し、緊急時モニタリ ング結果及び原子力災害対策指針を踏まえた国の指導・助言・指示及び放射性 物質による汚染状況調査に基づき、原子力災害対策指針に基づいたOILの値	(1) 市は、全面緊急事態が発生し内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出した場合、必要に応じて、予防的防護措置(屋内退避)を行う可能性がある旨の注意喚起を行うものとする。 また、市は、事態の規模、時間的な推移に応じて、国から避難等の予防的防護措置を講ずるよう指示された場合、又は国及び県と連携し、緊急時モニタリング結果及び原子力災害対策指針を踏まえた国の指導・助言・指示及び放射性物質による汚染状況調査に基づき、原子力災害対策指針に基づいたOILの値を超え、又は超える恐れがあると認められる場合は、市民等に対する屋内退避又は立退きの指示の連絡、確認等必要な緊急事態応急対策を実施するととも	
		(3) 屋内退避又は避難のための立ち退きの <u>勧告又は</u> 指示等を行った場合は、戸別訪問、避難所における確認等により市民等の避難状況を確認するものとする。 また、避難等の状況の確認結果については、原子力災害現地対策本部及び県に対しても情報提供するものとする。	問、避難所における確認等により市民等の避難状況を確認するものとする。 また、避難等の状況の確認結果については、原子力災害現地対策本部及び県	原子力災害対策特 別措置法改正に基 づく修正
35		告・指示等があった場合はあらかじめ検討した内容に基づき、教職員引率のもと、迅速かつ安全に生徒等を避難等させるものとする。 また、生徒等を避難等させた場合又はあらかじめ定めたルールに基づき生徒等を保護者へ引き渡した場合は、市に対し速やかにその旨連絡するものとする。	る。	づく修正
36	第3章 第7節	応急対策実施区域及びその周辺(海上を含む。)における治安の確保については、治安当局と協議し、 万全を期すものとする。特に、避難のための立ち退きの <u>勧告又は</u> 指示等を行った地域及びその周辺において、パトロールや生活の安全に関する情報の提供等を実施し、盗難等の各種犯罪の未然防止に努める	ては、治安当局と協議し、 万全を期すものとする。特に、避難のための立ち 退きの指示等を行った地域及びその周辺において、パトロールや生活の安全に	づく修正